

納めLINE

令和2年度第3号

納めてください（標準語）・納めらいん（宮城の方言）・納めLINE（通信紙の名称）

★「話し方講座」を受講して

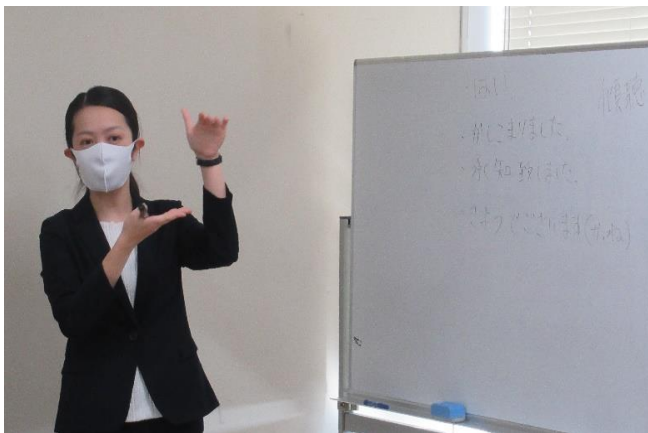
11月4日（水）、機構職員を対象とした研修として、講師にキューアンドエー株式会社（みやぎコールセンター協議会）の中村智子様を迎え、「話し方講座」と題して講義を行っていただきました。

私たち徴税吏員は、滞納している方々と納税折衝をする際に、主に電話を使用していますが、お互いに顔が見えない状態でやり取りをしなければいけないため、より、口調や言葉遣いなどに配慮が必要であることを学びました。

電話による折衝において最も重要なことは、「傾聴する姿勢」であり、相槌や復唱などによりコミュニケーションを図り、まずは相手の言いたい事をしっかりと聴き取ることが必要とのことでした。

また、こちらから伝えたい事を分かりやすく伝える方法や非対面折衝の際に重要な役割を果たす「クッション言葉」についてなど、普段聞くことができない事を教えていただきました。

今回の研修で学んだ内容は、すぐに実務に活かせるものでしたので、今後の納税折衝の際に大いに活用していきたいと思えます。



★スタディミーティング開催中 ～「講師になってみよう」～

機構職員のスキルアップのために毎月1回開催している研修「スタディミーティング」は、9月から「講師になってみよう」と題して、機構職員が講師となり、他の職員へ講義を行っています。

私たちが行っている滞納処分は、しっかりと法的根拠に基づいて実施しなければならず、学ばなければならないテーマは数多く存在します。そのテーマを職員自らが考えて選択し、それぞれが研修や教本等で自学自習し、他の職員に講師として伝達することにより、より深い知識と理解を習得していくことがこの研修の目的です。

11月に実施した研修では、動産の差押基準をテーマとしました。機構で行う滞納処分の一つとして、滞納している方の自宅等の搜索があります。その搜索の過程で、換価価値のある動産等を発見した場合には差押えを行い、公売により換価し、滞納税金へ充当します。ここで徴税職員を悩ませるのが、「換価価値のある動産等の見極め」です。最新型のテレビやゲーム



機等、オークションサイトで人気の有るものであればすぐに換価価値があると判断できますが、型落ちした家電製品や一般的に需要があるかわからない電化製品等、換価価値の見極めが難しい動産も多く存在します。今回はその際の見極めを研修のテーマとし、職員の一部が講師として講義を行いました。

「教えるは学ぶの半ば」ということわざにもあるとおり、他者に教えることは何よりの勉強になります。

研修の受講や実践から学ぶだけではなく、自身が講師となり講義をすることは、滞納整理機構の設置目的の一つである、県内の徴税職員のスキルアップに大きく貢献してくれることでしょう。



講師をする職員と受講する職員たち

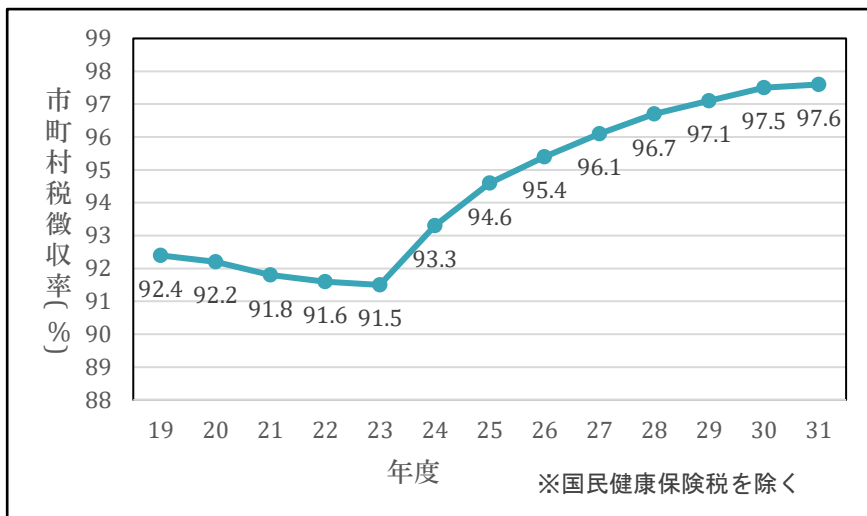
★宮城県内の市町村税徴収率と機構の関係について

機構は宮城県内の市町村税の滞納整理を推進することを設置目的としていますが、この達成率を推し量る指標の一つとして、徴収率(徴収額/課税額)があります。これまで納めLINEでは機構が参加市町村から引き受けた事案の徴収率について度々触れてきましたが、今回は宮城県内各市町村税全体の徴収率について触れたいと思います。

右記の図が年度ごとに見た市町村税の徴収率になります。機構が設置された直後の平成21年度から数年間は東日本大震災の影響もあり落ち込んでいますが、機構に派遣され徴収業務を学んだ各市町村の職員が、各市町村に戻り始めた平成24年度から数字は伸び始め、各市町村の機構経験者の増加や仙台市の滞納整理強化に伴い徴収率は高くなっています。

県内には機構に参加していない市町村もあるため、県内の徴収率向上は機構の設置によるものだけではなく、各市町村が研修への職員派遣や市町村間

での情報共有等を行い、職員の技術習得に努めた結果と考えています。今後も各市町村と協働し、県内の徴収率向上に貢献できるよう努めて参ります。



★活動状況報告 (R2.11 月末現在)

今年度の宮城県地方税滞納整理機構の活動状況についてお知らせいたします。

○引受案件	521 件	引受滞納金額(本税)	3億6,281万9,469円
○徴収率	31.26 %	徴収金額(本税)	1億1,340万6,044円
○差押件数	187 件	差押金額	2,102万5,087円
○本税完納件数	133 件	本税完納金額	6,346万5,884円

今年度も40%以上の目標徴収率を目指し、徴収の公平性と収入未済額の縮減を図りながら、適正な徴収業務を進めて参ります。

ちょっと教えて?! 税金 Q&A ~ 納税者向けコンテンツ ~

問. 新型コロナウイルス感染症に関連して特別定額給付金や持続化給付金を受給した場合、確定申告の際に、これらの給付金についても所得に含める必要があるのでしょうか?

答. 特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金など、法律により非課税とする旨の規定がある給付金については、確定申告において所得に含める必要はありません。

持続化給付金については、非課税とする旨の規定はありませんので、益金(個人事業者の場合は、総収入金額)に算入して確定申告をすることになりますが、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じないこととなります。

なお、持続化給付金は、資産の譲渡又は役務の提供を行うことの反対給付として事業者が受けるものではありませんので、消費税の課税対象となりません。

【ご意見・ご要望などはこちらにお願いします】

宮城県地方税滞納整理機構(宮城県総務部地方税徴収対策室内)事務局
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
TEL: 022-211-6681
FAX: 022-211-2289



滞納整理機構
キャラクター

おさむね君